

# 「憲法9条にノーベル平和賞を」

## 実行委員会ニュース No.22

2023-6-15 発行

憲法九条の素晴らしさを共有し、守り、活かし、世界に向けて広めていく取り組みの一つとして、思想・政党・宗教などのあらゆる違いを超えて、「憲法9条にノーベル平和賞を」の一点で一致し、協力して活動しています。

発行責任者：石垣義昭 090-9159-5363

ブログ：<http://nobel-peace-prize-for-article-9.blogspot.jp/>

メール：c.npp4a9@gmail.com

## 2023年度は、 「9条を守る活動」にノーベル平和賞を！

2013年から、国を団体としてとらえ、憲法9条を保持している「日本国民」にノーベル平和賞を推薦署名活動に取り組んできました。推薦は受理され候補になりましたが、ノルウェー・ノーベル委員会のメンバーが変わり、2017年に「日本国民」は受賞対象外と言われてしまいました。その後も主権者は日本国民であり、日本国民一人ひとりが自分事として行動してほしいと願い、推薦をお願いし、活動を続けてきましたが、ノーベル委員会の判断が覆る見込みは薄く、焦燥感を感じていました。

一方、日本政府は巧みに人々の不安を煽り、集団的自衛権行使の容認、そしてさらに国際法違反の「先制攻撃」をも可能にする「敵基地攻撃能力」の整備をすすめるようとしており、憲法9条を無視、違反する政策を積み上げ、いよいよ明文改憲へと進もうとしています。

そこで、以前、ノルウェー・ノーベル委員会の事務局長が

“「憲法9条を保持する日本国民」が初めて候補に上り、選ばれなかったものの、委員会も議論の行方を注視していた。受賞するには個人や団体を特定する必要がある。”<sup>(※1)</sup>

とアドバイスしてくれたことを参考に、今まで活動を応援して下さったすべての方々の思いをつないで9条を輝かせるために、候補者を特定した推薦活動に切り替えることにしました。

具体的には、今現在、憲法を無視して暴走している政府に対峙し、人権・平和・民主主義を守るために、憲法を掲げ、平和運動の最前線に立ち続けている全国組織、司法で闘う「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」と、世論で闘う最大の護憲組織「9条改憲NO!全国市民アクション」の両団体です。

2023年度のノーベル平和賞推薦の締め切りまでに、123名の推薦資格をお持ちの先生方が推薦して下さり、両団体がノーベル平和賞候補として、ノミネートされました。また、ノーベル委員会から補充書の追加提出も可能との回答がありましたので、推薦人の先生方が書いてくださった補充書6通も2月中に送付いたしました。

ウクライナへのロシア侵攻を見ても世界ではなお戦争が繰り返され、日本も軍備増強に走っている今だからこそ、戦争しない憲法9条に世界的関心を向けてもらうため、ノーベル平和賞を願い新たな署名を立ち上げアピールすることにしました。どうかお力添えの程よろしくお願いいたします。

※1 朝日新聞 2014年12月1日 (ひと)ゲイル・ルンデスタッドさん

## 憲法9条が瀕死の危機にある今、「9条を守る活動」に ノーベル平和賞の授与を願い求める署名を開始しました！

署名にご協力お願いします

締め切り：2023年9月末

署名用紙ダウンロード：<https://is.gd/Wm5CM7>

ネット署名サイト：<https://www.change.org/peace-article9>

署名ダウンロード



# 記者会見

記者会見の動画 [https://youtu.be/PVbj\\_zFycwY](https://youtu.be/PVbj_zFycwY)

2023年3月2日（木）10時から参議院議員会館にて戦争放棄を定めた日本国憲法9条を守り、最前線で闘っている「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」と「9条改憲 NO!全国市民アクション」の両団体が2023年度のノーベル平和賞候補にノミネートされたことを報告しました。

推薦人からは、阿部知子衆議院議員、清水雅彦教授が推薦と補充書に込めた思いをお話くださり、鎌田さゆり衆議院議員が当日駆け付けてくださいました。実行委員会からは、今までの経緯、推薦人名簿、共通推薦文、個人推薦状、補充書を紹介しました。



阿部知子衆議院議員



清水雅彦教授



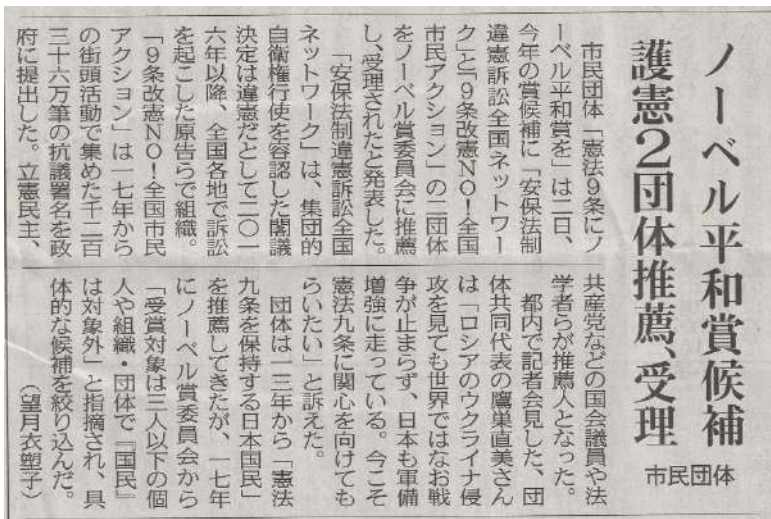
鎌田さゆり衆議院議員



岡田尚弁護士（共同代表）



鷹巣直美（共同代表）



「東京新聞社提供」及び「複製禁止」



「神奈川新聞社提供」及び「複製禁止」

# 推薦人一覧(123名)

## I 国会議員

### 衆議院(五十音順)

名前	政党
1 赤嶺政賢	日本共産党
2 阿部知子	立憲民主党
3 荒井優	立憲民主党
4 新垣邦男	社会民主党
5 大河原まさこ	立憲民主党
6 逢坂誠二	立憲民主党
7 おおつき紅葉	立憲民主党
8 岡本あき子	立憲民主党
9 小川淳也	立憲民主党
10 笠井亮	日本共産党
11 鎌田さゆり	立憲民主党
12 くしぶち万里	れいわ新選組
13 神津たけし	立憲民主党
14 穀田恵二	日本共産党
15 小山展弘	立憲民主党
16 近藤昭一	立憲民主党
17 櫻井周	立憲民主党
18 志位和夫	日本共産党
19 篠原孝	立憲民主党
20 下条みつ	立憲民主党
21 末松義規	立憲民主党
22 田村貴昭	日本共産党
23 堤かなめ	立憲民主党
24 手塚仁雄	立憲民主党
25 道下大樹	立憲民主党
26 宮本岳志	日本共産党
27 宮本徹	日本共産党
28 本村伸子	日本共産党
29 山岸一生	立憲民主党
30 山崎誠	立憲民主党
31 吉川元	立憲民主党
32 吉田はるみ	立憲民主党
33 早稲田ゆき	立憲民主党
34 渡辺創	立憲民主党

### 参議院(五十音順)

名前	政党
1 石垣のりこ	立憲民主党
2 石川大我	立憲民主党
3 石橋通宏	立憲民主党
4 伊藤岳	日本共産党
5 井上哲士	日本共産党
6 伊波洋一	沖縄の風
7 打越さく良	立憲民主党
8 小沢雅仁	立憲民主党
9 鬼木誠	立憲民主党
10 勝部賢志	立憲民主党
11 紙智子	日本共産党
12 岸真紀子	立憲民主党
13 吉良よし子	日本共産党
14 倉林明子	日本共産党
15 古賀千景	立憲民主党
16 小西洋之	立憲民主党
17 齋藤嘉隆	立憲民主党
18 柴慎一	立憲民主党
19 杉尾秀哉	立憲民主党
20 野田国義	立憲民主党
21 福島みずほ	社会民主党
22 福山哲郎	立憲民主党
23 水岡俊一	立憲民主党
24 水野素子	立憲民主党
25 森屋隆	立憲民主党
26 山下芳生	日本共産党
27 山添拓	日本共産党
28 吉田忠智	立憲民主党

## II 大学教授、名誉教授、准教授(歴史、社会科学、法律、哲学、神学、宗教)、大学学長、大学理事、平和研究所及び外交政策研究所の責任者(五十音順)

名前	肩書	名前	肩書
1 青井未帆	学習院大学大学院法務研究科教授	31 中野晃一	上智大学教授
2 朝岡勝	東京キリスト教学園理事長・学園長	32 新倉修	青山学院大学名誉教授
3 阿部太郎	名古屋学院大学教授	33 西元良行	福島大学名誉教授
4 飯島滋明	名古屋学院大学教授	34 二宮孝富	大分大学名誉教授
5 石川旺	上智大学名誉教授	35 根森健	東亜大学大学院教授
6 伊藤喜良	福島大学名誉教授	36 深澤秀男	岩手大学名誉教授
7 伊藤昌太	福島大学名誉教授	37 藤巻和宏	近畿大学教授
8 伊藤慎二	西南学院大学教授	38 前田朗	東京造形大学名誉教授
9 伊藤宏之	福島大学名誉教授	39 又坂常人	信州大学名誉教授
10 上田長生	金沢大学准教授	40 馬淵一誠	東京大学名誉教授
11 大串和雄	東京大学教授	41 水内宏	千葉大学名誉教授
12 岡田健一郎	高知大学准教授	42 水島司	東京大学名誉教授
13 岡野治子	清泉女子大学名誉教授	43 光延一郎	上智大学教授
クニグンデ		44 南塚信吾	千葉大学名誉教授
14 岡本祥浩	中京大学教授	45 三村翰弘	筑波大学名誉教授
15 落合栄一郎	ペンシルバニア州ジュニアタ大学名誉教授	46 三宅明正	千葉大学名誉教授
16 片山はるひ	上智大学教授	47 安岡正義	大分大学名誉教授
17 川村晃生	慶応義塾大学名誉教授	48 山川允夫	福島大学名誉教授
18 川村肇	獨協大学	49 山口陽一	東京基督教大学学長教授
19 栗原詩子	西南学院大学教授	50 山崎圭一	横浜国立大学教授
20 小林昭博	酪農学園大学教授	51 山本義彦	静岡大学名誉教授
21 小林節	慶應義塾大学名誉教授	52 吉井千周	富山大学准教授
22 今野順夫	福島大学名誉教授		
23 佐藤学	東京大学名誉教授		
24 佐藤嘉幸	筑波大学准教授		
25 清水雅彦	日本体育大学教授		
26 白藤博行	専修大学教授		
27 鈴木浩	福島大学名誉教授		
28 武田真一郎	成蹊大学教授		
29 中島明子	和洋女子大学名誉教授		
30 中島平三	東京都立大学名誉教授		

韓国・春川市大学教授など  
9名  
尹載善氏(第5代韓国キリスト教大学神学大学院協議会理事長)が代表で、韓国・春川市の大学教授など9名の皆様が連名で推薦書を提出してくださいました。

## 2023 年度ノーベル平和賞推薦文と補充書一覧

### ◆ 共通推薦文

### ◆ 個人推薦文

- ・ 水島司氏 (東京大学名誉教授)
- ・ 山口陽一氏 (東京基督教大学学長・教授)

### ◆ 補充書

- ・ 阿部太郎氏 (名古屋学院大学教授)
- ・ 阿部知子氏 (衆議院議員)
- ・ 飯島滋明氏 (名古屋学院大学教授)
- ・ 伊藤昌太氏、今野順夫氏、鈴木浩氏 (いずれも福島大学名誉教授)
- ・ 伊藤宏之氏 (福島大学名誉教授)
- ・ 清水雅彦氏 (日本体育大学教授)

## 2023 年度ノーベル平和賞 共通推薦文

戦争放棄を定めた日本国憲法 9 条を守り、世界に広めるため、最前線で闘っている

### 「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」と「9 条改憲 NO! 全国市民アクション」

を 2023 年度のノーベル平和賞候補に推薦します。

日本国民はアジア・太平洋戦争の惨禍を体験し、「再び戦争はしない」との決意を世界に表明するため、日本国憲法前文と憲法 9 条を制定しました。

しかし今、日本政府は敵基地攻撃能力保有を宣言するなど先制攻撃を可能にする方針を打ち出し、この 5 年間で防衛費を 43 兆円にする政策を遂行しています。これにより日本は米国、中国に次ぐ世界 3 位の軍事大国となります。これは日本国憲法を改悪あるいは形骸化して戦争する国に変えることに他なりません。

そのような厳しい情勢の中で上記の 2 つの団体はそれを絶対に許さず、平和憲法を死守して戦争を断固阻止する運動を続けております。

まず、「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」は、政府による戦争法とも呼ばれている安保法制法を 2014 年 7 月に閣議決定、その翌年の 2015 年 9 月には国会において強行採決したことに対して、これは憲法違反そのものだとして、全国 22 裁判所で 25 件の違憲訴訟を提起しました。原告は 7700 名、代理人弁護士は 1700 名、多くの国民市民がこれを強力に支援しています。

次に、「9 条改憲 NO! 全国市民アクション」は日本全国の平和運動体をまとめて一本化して、憲法違反を続ける日本政府に抗議する闘いを展開しています。今までに「憲法署名」として 1236 万 9461 名の署名を集めて日本政府に提出してきました。

戦争の放棄を定める憲法 9 条を守り、活かし、世界に広めるために、日本の護憲運動の最前線に立ち続けている両団体を推薦いたします。

## 2023 年度ノーベル平和賞 個人推薦文

水島司氏（東京大学名誉教授）

日本政府は、過去数十年維持してきた平和・軍事政策から抜け出し、軍が外国領を攻撃するという政策に大きく方向を転換すると宣言しました。今回推薦する候補は、こうした動きに対抗する唯一の民衆勢力です。

第二次大戦の最末期に、悲惨な原子爆弾投下を経験した唯一の国として、日本は、憲法第9条によって、軍事力を国際紛争の解決には用いないと宣言した国家として、かろうじてその存在の意味を示してきました。これまでも、政権政党によって、憲法改定を改訂し、広く軍事力を展開しうる軍を強化しようとする試みが度々なされてきましたが、推薦候補が率いる人々の反対によって、それらの試みは何とか食い止められてきました。

しかし、最近となり、日本政府は従来の方針を根本的に転換し、他国にあっても、軍事基地は「自衛」の名目で攻撃しうると公に宣言しました。これは、明らかに、憲法に反する政策転換です。こうした動きのなかで、政府の巧妙な戦略の影響下で、日本人々は、この変化を受け入れる方向に動いているかに見えます。第二次大戦を直接経験した旧世代が、戦争の記憶を有しない新しい世代に置き換わる中で、紛争の阻止に軍事力を使用しないことの重要性を強調する憲法九条の価値と意義は忘れられがちになっています。憲法は、武器の使用に訴えることは、人々の中の憎しみを解決することには決してならないと訴え、事実、日本人々も、この憲法が第二次大戦の惨禍が残した最も重要な遺産であると慈しみ育ててきました。この憲法条項は、世界平和に対する日本の平和の象徴として機能してきたのです。しかし、現在、日本という国と、日本人々は、大きな岐路に立っています。今という時点が、アジアと世界の平和にとって極めて重要な瞬間だと私は思っています。

ここで推薦します二つの候補は、今日まで、日本の軍事化に抗し続けてきました。憲法九条を守るという数百万の署名を集めたという事実は、彼らのたぐいまれな努力の一つの証左です。私は、彼らがノーベル平和賞にふさわしい候補であること、平和賞の授与は、単に日本人々だけではなく、地球上の平和のために精励する世界の人々に力を与えるものであると強く思っています。

# 2023 年度ノーベル平和賞 個人推薦文

山口陽一氏（東京基督教大学学長・教授）

「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」と「9 条改憲 NO!全国市民アクション」をノーベル平和賞に値するものとして推薦いたします。

## 1、日本国憲法 9 条の意義

国際連合の下に安全保障理事会が置かれ、国や民族間の武力紛争解決にあたっていることは人類の英知であると言えます。しかし、政府が手段として戦争を行うことは継続しています。戦争を望む人はいませんが、国は戦争という手段を放棄していないからです。

ところが、日本は日本国憲法において、戦争を放棄しました。

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

この類稀な憲法は、国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄できないでいる世界にあって、まことに先進的な思想を有しています。そして、戦争放棄の平和主義は、何の犠牲もなく成立したものではありません。日本人 320 万人、アジアでは 2 千万人と言われる人々が死亡したアジア・太平洋戦争を教訓として、アメリカの統治の下、日本人が主体的にこれを選び取りました。

1946 年 7 月 15 日 衆議院憲法改正案委員会での逐条審議。加藤一雄委員の質問に対する田中耕太郎文部大臣の答弁です。

「つまり戦争放棄をなぜ致しましたかと申しますと、西洋の聖典にもございますように、剣を以って立つ者は剣にて滅ぶという原則を根本的に認めるということであると思うのであります。しかしながら、そういう風に考えますと、或いは不正義の戦争を仕掛けてきた場合において、これに対して抵抗しないで不正義を許すのではないかというような疑問を抱く者があるかもしれない。つまり正しい戦争と正しからざる戦争の区別も全然無視して、単に不正なる力に負けてしまうというようなことになりはしないか。そうすると、つまり国際政治におきまして、不正義をこのまま容認するという風な、道義的の感覚を日本人が失うということになっても困るのではないかというようなことも考えられます。しかしながら、決してそれはそうではない。不正義は世の中に永く続くものではない。剣を以って立つ者は剣にて滅ぶという千古の真理に付いて、我々は確信を抱くものであります。」

憲法 9 条は、マタイ 26 章 52 節を含む国会審議を経て、人間の思いはかりを超えて、第二次世界大戦をくぐりぬけた世界に人類史的な反省として結実したものです。

この驚くべき条文について、文部省の中学生向けの副読本『あたらしい憲法のはなし』（1947年）は、次のように説明しています。

そこでこんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは、「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません

旧約聖書の預言者イザヤは、平和のビジョンを以下のように語りました。

彼らはその剣を鋤に、その槍をかまに打ち直し、

国は国に向かって剣を上げず、二度と戦いのことを習わない。（イザヤ書 2 章 4 節）

イエスは、「剣を取る者はみな剣で滅びます」（マタイ 26 章 52 節）と弟子たちを戒めました。

## 2、今日の状況と「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」および「9 条改憲 NO! 全国市民アクション」の意義

私は、この憲法 9 条の成立は、一つの奇跡であると考えています。そして、この条文を 75 年間、変更しなかった日本国民は、この憲法によって世界のために平和貢献して来たと思います。私は神学者として人間の罪性と国の不完全性を認める者ですが、日本も日本人も例外ではありません。現在、日本では政府による解釈改憲による憲法 9 条のなし崩しが進んでいます。2015 年夏、集団的自衛権行使を認める安全保障関連の法案が強行採決されました。しかし、歴代内閣法制局長官、圧倒的多数の憲法学者、弁護士、元最高裁長官、学者・学生・NGO・医療福祉関係者・母たちなど、多くの国民は、立憲主義の立場から憲法違反の法案に強く反対し、今も反対を続けています。もし、ひとたびこの憲法を失うことになれば、再びこれを獲得するためには、多くの犠牲と年月と国際間の悲劇とを必要とすることになるでしょう。

「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」はこれらの違憲性を司法で問おうと、2016 年 4 月、東京を皮切りに全国 22 裁判所で 25 件の裁判を提起しました。原告 7,699 名、代理人弁護士 1,685 名が自費で裁判を行っています。現在、判決は全て敗訴ですが、合憲との判断は出させていません。

「9 条改憲 NO! 全国市民アクション」は、2017 年 8 月、憲法改悪への危機感を持った 19 人の呼びかけ人により、「戦争させない・9 条壊すな！総がかり行動実行委員会」と「九条の会」が中心となって設立されました。多くの平和団体や個人と協力して憲法違反を続ける政府に抗議し続けています。「憲法署名」として 1,236 万 9,461 人分の署名を政府に提出しており、今現在も署名をはじめ 9 条改憲阻止の闘いを続けています。

私は憲法 9 条の消滅を望みません。それは世界の平和のための一つの希望を失うことです。むしろ、憲法 9 条の理念が、ますます日本人の誇りとして自覚され、この平和の理想が世界に広がるようになることを願ってやみません。

（※ノーベル委員会の推薦用オンラインフォームは文字制限があるため英語の要約文をご提出していただきました）

## 2023 年度ノーベル平和賞 補充書

阿部太郎氏（名古屋学院大学教授）

未だに世界中で戦争や紛争が絶えない。ウクライナ戦争や米中対立など、近年、国々が武力に訴える傾向がますます強まっているようにも見える。そのような現実の中で、戦争放棄を掲げる日本国憲法第 9 条は将来を照らす灯台のような役割を果たしている。第 9 条の成立過程には、当時の国内外の様々な政治的要因が作用している。その中でも、戦争によって苦しめられてきた世界中の人々の平和への希求が結実している点を見逃してはならない。この流れは、どれだけ時間がかかろうとも、押しとどめることはできない。これは単なる実現不可能な理想ではない。第 9 条は、国連憲章を始めとした戦争違法化の流れの中に位置づけられている。第 9 条は日本の憲法ではあるが、それにとどまらず、全人類が平和の実現のために進むべき目標である。したがって、これを保持し活かそうとする活動はノーベル平和賞に値する。

残念ながら、日本政府がこの第 9 条の掲げる理念を十分に尊重しているとは言い難い。1945 年以前にアジア諸国で行った植民地支配や戦争犯罪への償いは未だ不十分であり、米軍との一体化を進める自衛隊による海外派兵の態勢が着々と整えられている。沖縄には未だに多くの米軍基地を押しつけ続けている。

近年日本において、一部国会議員を中心にして憲法改正の議論が喧しい。憲法改正の議論は様々あるが、第 9 条が焦点になっていることは間違いない。第 9 条の改正を主張する勢力は、日米同盟の下で米国が主導する国際秩序を軍事的に支える一翼を担い、その中で多国籍企業による経済活動を中心とした恩恵に預かろうと考えている。そのような勢力にとって、海外派兵の手を縛る第 9 条が邪魔になるのである。第 9 条は日本における軍事化の大きな歯止めとなってきた。もし第 9 条が改変されてしまうと、東アジアにおいて日本は米国の対中国政策を担い、軍事的緊張を高めてしまう。また、アジア以外でも日米軍が共同で武力行使することにもなるだろう。日本国内においては、軍産複合体の伸張を招く。以上の影響に留まらず、世界が目指すべき理想が失われてしまうことの痛手は小さくない。

日本の市民は、米国政府や日本の右翼改憲勢力に対して、長年草の根の運動を続け、憲法制定以来第 9 条を守り抜いてきた。それが侵略したアジア諸国の人々に対する責任であるし、日本だけではなく世界平和への大きな貢献であることを理解しているからである。本来であれば、第 9 条を活かすために活動してきた一人一人、もしくは現在活動している一人一人が受賞に値する。そのような一人一人の活動を日本において代表しているという意味で、「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」と「9 条改憲 NO！全国市民アクション」を推薦したい。



## 2023 年度ノーベル平和賞 補充書

阿部知子氏（衆議院議員）

2023 年のノーベル平和賞に向けて、「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」と「9 条改憲 NO！全国市民アクション」の推薦人として補充書を提出させていただきます。

日本は第二次世界大戦中、本土への空襲、沖縄での地上戦、そして広島、長崎への原爆投下と大変な惨禍にみまわれました。同時に、中国、韓国などアジアをはじめとする国々に多大な犠牲を強いました。その反省に立ち、戦後は平和憲法の下、一度も他国への軍事力の行使をしていません。しかし、日本国内では、憲法を改正して日本を再び軍事力に頼る国にしようという動きがあります。その流れに抗い、法廷での闘いを通し、あるいは市民の力を結集して、憲法、特に 9 条を守り、日本が再び戦争への道を歩むことがないように活動しているのが、この二つの団体です。

もちろん、日本が戦争に巻き込まれなければ、それでよいということではありません。ロシアがウクライナに侵攻して以来、一般人にも多くの被害が出ています。ひとたび戦闘状態となれば、軍人はもちろんのこと、多くの非戦闘員も攻撃の対象になります。そして、いつも一番弱い立場の子どもたち、障害者、女性たちが犠牲になります。現在、日本にもウクライナから避難してきた人たちが暮らしています。ほとんどが、父親は戦地に赴き、母親と子どもたちだけで避難してきた家族です。

私は政治家ですが、小児科医でもあります。子どもたちが普通に学校に通い、楽しく遊び、家族とともに食卓を囲めること、それが一番大事だと思っています。世界中のすべての人が恐怖や欠乏におびやかされることのない生活を送るためには、どこの国であろうと絶対に戦争をしかけてはいけません。この地球上から戦争をなくすためには、一人でも多くの人に日本国憲法、特に 9 条の精神を知ってもらう必要があります。ぜひ、この二つの団体にノーベル平和賞を授与してくださいませよう、改めてお願い申し上げます。

# 2023 年度ノーベル平和賞 補充書

飯島滋明氏（名古屋学院大学教授）

## ノーベル平和賞受賞推薦理由

最近ですが、私の父が亡くなりました。今日が告別式でした。父の死は私の家族や親戚に極めて深い悲しみをもたらしています。人はいつか死を迎える以上、家族や親戚などにこうした悲しみをもたらすことは不可避です。しかし「戦争」は人為的に、かつ桁違いの「人の死」を作り出し、家族や親戚、関係者などを悲しみのどん底に突き落とします。

日本国憲法の「平和主義」には、政府の行為によって再び戦争が起こされ、多くの市民が犠牲とならないこと、家族や親戚、関係者が悲しみのどん底に落とされる事態を阻止する意義があります。

1946年7月9日、衆議院帝国憲法改正委員会で芦田均委員長は以下の発言をしています。

「この議事堂の窓の外から眺めて見ましても我々の眼の前に映るものはなんであるか満目蕭條たる焼野原であります、其處に横はつて居つた數十万の死體、廢墟の中の『バラック』に朝晩乾く暇なき孤兒と寡婦の涙、その中から新しき日本の憲章は生まれ出づべき必然の運命にあつた」。

上記のような憲法の平和主義にもかかわらず、2015年9月、安倍自公政権は日本が攻撃されなくても、政府の判断で世界中での自衛隊の武力行使を可能にする「安保法制」を成立させました。

その上、憲法の内容を改正するに等しい法律を制定するのであれば、憲法96条の憲法改正手続に基づき、国民投票によって主権者の意志を問うべきでした。

ところが安倍自公政権は憲法改正手続も経ずに憲法の平和主義の意味内容を実質的に改正するに等しい法制定をしました。下位法規である「法律」によって上位規範である「憲法」を改正するという安倍自公政権の行為は、「授權法」を制定することで上位規範である「ヴァイマル憲法」を改正したナチスの手口と同様です。安倍自公政権は、「国民主権」「平和主義」という日本国憲法の基本原理を侵害する「安保法制」を制定しました。日本では「立憲主義」が危機に瀕しています。

「国民主権」「平和主義」を侵害し、「立憲主義」を掘り崩す自民党・公明党の政治、とりわけ「安保法制」に対し、その廃止のための活動してきたのが、「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」と「9条改憲NO！全国市民アクション」になります。「立憲主義」の回復のための活動に全力でとりくんできた「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」や「9条改憲NO！全国市民アクション」の活動は、「平和」のために活動する、世界中の市民にも勇気と希望を与える貴重な活動となります。

人の死は避けられないとしても、戦争により人の死を早めることは避けることができます。「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」や「9条改憲NO！全国市民アクション」の活動は、多くの人々の命を奪い、家族や親戚の悲しみを阻止するための貴重な活動です。

以上が「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」と「9条改憲NO！全国市民アクション」をノーベル平和賞受賞候補として推薦した理由になります。

# 2023 年度ノーベル平和賞 補充書

伊藤昌太氏、今野順夫氏、鈴木浩氏

(福島大学名誉教授)

ノーベル平和賞候補者の推薦書に関わる推薦人の補充書 2023年2月4日

- 1) 戦争も軍備も一切否定した日本国憲法の第九条は、第二次世界大戦直後の世界の平和を求める世論を最も鮮明な形で代弁していた。
- 2) その憲法が制定された後数年でいわゆる冷戦の出現とともに、憲法九条を改変しようとする運動が日本国内でも台頭し、この勢力は保守政権の下でいわゆる解釈改憲の形を通じて九条の実質変更を続け、20万人以上の実力部隊を保持するところまで来たが、今日に至るまで憲法の条文は一切変更されていないし戦争によって敵・味方の双方で戦死者を出すというようなことは一度もなかった。
- 3) 上記のような戦後の改憲策動に対して日本国民は長期かつ多様な運動とそれらを支える様々の団体の運動を続けてきた。今回推薦する二つの団体は、以上のような広汎な日本国民と無数の団体の長い運動の経験と伝統に立ち全国の多様な運動に対し積極的なリーダーシップを発揮してきた。たとえば、日本から推薦した二つの団体の中の「9条改憲 NO! 全国市民アクション」を支える有力団体の「九条の会」は東京で2004年に誕生した後、これに呼応して日本全国各地で独自に活動する7500以上の団体が次々に誕生し活動してきた。
- 4) 日本国憲法第九条とこれを擁護するために長年日本で蓄積されてきた平和運動は、開戦以来1年になろうとして和平の兆しすらはっきりしないウクライナの戦争や極東での朝鮮や台湾をめぐる深刻な国際的緊張の解決のために今こそ生きてくるものであり、平和的な解決を望む全世界の人々を励まし、その念願に応え解決への展望を与えるものと確信する。

# 2023 年度ノーベル平和賞 補充書

伊藤宏之氏（福島大学名誉教授）

はじめに一憲法九条の哲学的基礎

ジョン・ロックの『統治論』は、①一国（自国）的思考を前提とせずに、人類全体から問い直す、つまり人類世界（地球）大を想定することを可能とし、②そのうえで、国家の必要性を説き、③しかも、国際紛争解決の手段として平和主義を示している。

ところで、ジョン・ロック『統治論』（1689年）は、アメリカ合衆国憲法（1788年）やフランスの「人及び市民の人権宣言」（1789年）などの近代憲法の古典として継承されている。日本国憲法は、「大日本帝国憲法」の後に第2次世界大戦の痛切な教訓を以て、近代憲法の哲学を継承して成立したものである。

その際に注目すべきは、日本国憲法の理解にとって、上記のロックの①から③の相互連関性であって、とりわけ、①の基底的意义であり、これこそが世界憲法における日本国憲法の先駆的意味を持つと私は考える。

2. 最初に、ロックの言葉を確認しておきたい。

『統治論』第二編第128節

「自然状態においては、他の人に無害な楽しみを享受する自由の他に、人は二つの権力を持っている。／第一に、人は自然法の許す範囲内で、自分自身と他の人の保存のために適当と考えることをなにでもしてよいということである。この人類全体に共通の法によって全人類は一つの共同体となり、他のすべての被造物とは異なる一つの社会を作っている。そして、もしも墮落した人々の腐敗と邪悪がなければ、それ以外の社会は必要でなく、またすべての人々がこの偉大な自然の共同体から分離して明文の同意によって、もっと小さく分離された集合体に結合する必要もなかったことであろう。／人が自然状態で持っているもう一つの権力は、自然法に背いた犯罪を処罰する権力である。以上の二つの権力は、人がいわば各個のあるいは特定の政治社会に加わり、他の人類から分かれて別個の国家共同体を作る際に放棄される。」

出典：John Locke, Two Treatise of Government, 1689 邦訳・伊藤宏之訳『改訂版 全訳 統治論』、2022年、八朔社

3. さて、20世紀現代史での世界平和への取り組みを振り返ることとしよう。第一は、第1次世界大戦後の「戦争放棄に関する条約（ブリアン・ケロッグ規約）」であり、署名は1928年8月27日・パリで、効力発生は1929年7月24日、当事国は67国である。

この条約は以下の通り。訳文は『日本外交文書』所収で日本政府作成のもの。

第一条【戦争放棄】締約国は、国際紛争解決のため戦争に訴ふることを非とし、かつその相互関係に於いて国家の政策の手段としての戦争を放棄することをその各国人民の名において厳

肅に宣言す。

第二条【紛争の平和的解決】締約国は、相互間に起こることあるべき一切の紛争又は紛議は、その性質又は起因の如何を問わず、平和的手段に依るの外之が処理又は解決を求めざることを約す。

この条約についての日本及び米国の対応は次の通り。

① 日本国政府宣言書（1929年・昭和4年6月27日）は、当時の「大日本国帝国憲法」の制約のゆえに次の条件を付している。

「帝国政府は、1928年8月27日巴里に於いて署名せられたる戦争放棄に関する条約第一条中の「その各国人民の名において」なる字句は、帝国憲法の条章より観て、日本国に限り適用なきものと了解することを宣言す。」

② アメリカ合衆国政府公文は次の条件を付しており、これが第2次世界大戦後の「国際連合憲章」継承され、現在に続くこととなる。

「不戦条約の米国案は、いかなる形においても自衛権を制限し又は毀損するなにもものも含むものではない。この権利は各主権国家に固有のものであり、全ての条約に暗黙に含まれている。各国は、いかなる場合にも、また条約の規定に関係なく、自国の領土を攻撃又は侵入から守る自由を持ち、また事態が自衛のための戦争に訴えることを必要とするか否かを独自に決定する権限を持つ。」これが次に継承される。

③ 第2次世界大戦後の国際連合憲章の前文

「われら連合国の人民は、・・・共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し・・・」

#### 4. 日本国憲法の前文と第九条

①前文は、「日本国国民は・・・政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにする」、「日本国国民は・・・平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」と明言するように、国際的人類世界に開かれている、これはロックの①の継承を意味する。確かに「人」と「国民」の違いはあるが、日本国民は政府の決定に背反して諸国民と連帯することを優先することを想定するからである。だからこそ、「われらは、・・・名誉ある地位を占めたいと想ふ。」という言葉が続く。

②前文はさらに、「われらは、いずれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国との対等関係に立とうとする各国の責務であると信じる。」と続いている。これは国際連合憲章の精神を受けている。ちなみに、ロックの『統治論』は侵略戦争を否定し、武力による自国の防衛権を肯定している。

③しかし、日本国憲法は、「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」を明示する第9条を持つ。これは、ロックの言う人類の「偉大な自然の共同体」をロック自身の持つ世界史的制約をも乗り越えて展望する先駆的位置を持つ。

# 2023 年度ノーベル平和賞 補充書

清水雅彦氏（日本体育大学教授）

戦争放棄を定めた日本国憲法 9 条を守り、世界に広めるため、最前線で闘っている「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」と「9 条改憲 NO! 全国市民アクション」を 2023 年度のノーベル平和賞候補に推薦した憲法研究者として、推薦理由の補充をします。

## 憲法 9 条 1 項の意義

日本国憲法 9 条 1 項及び 2 項の意義は何でしょうか。

まず、1 項ですが、20 世紀は 2 度の世界戦争とその後も朝鮮戦争やベトナム戦争など戦争が絶えなかったことから、「戦争の世紀」と呼ばれました。一方で「戦争違法化の世紀」でもあり、憲法の平和主義はこの流れに位置づけることができます。

かつては「正戦論」や「無差別戦争観」の下で自由に戦争を行い、科学技術の発達は戦争の規模と被害を飛躍的に拡大しました。しかし、初の世界戦争である第 1 次世界大戦のあまりに悲惨な経験から、世界は無差別戦争観を否定し、侵略戦争の制限を試み（1919 年の国際連盟規約）、さらに、侵略戦争を放棄します（1928 年のパリ不戦条約）。

しかし、これらの試みも「自衛戦争」を制限していなかったため、第 2 次世界大戦の勃発により失敗しました。そこで、今度は 1945 年の国連憲章によって「自衛戦争」の制限を行います（厳密にはパリ不戦条約以降、戦争自体が違法化され、自衛権行使を限定的に認めただけなので、ここでは「自衛戦争」と括弧をつけておきます）。

とするならば、「自衛戦争」の制限のさらに先にあるのは「自衛戦争」の放棄です。憲法 9 条 1 項は「自衛戦争」をも放棄したと考えれば、憲法は戦争違法化の歴史をさらに押し進めたことと捉えることができ、戦争違法化の最先端に位置づけられるのです。

国連憲章と日本国憲法の平和主義観は同じだと主張する人もいます。しかし、国連憲章 2 条 4 項は、「武力による威嚇又は武力の行使」を「慎まなければならない」としているのに対して、日本国憲法は「永久にこれを放棄する」としています。日本国憲法のこの表現には、自衛の名の下に侵略戦争を行った側の強い反省の姿勢が読み取れます。また、国連憲章制定から日本国憲法制定までに、人類はヒロシマ・ナガサキを経験しました。核兵器の出現は、たとえ「自衛戦争」であっても核兵器が使用されれば人類が滅亡する可能性を示しました。核時代の憲法 9 条は、やはり一切の戦争を否定していると捉えるべきです。

## 憲法 9 条 2 項の意義

次に 2 項ですが、第 2 次世界大戦後は戦争の方法も規制するようになりました。1949 年のジュネーブ諸条約は、戦時における文民・捕虜の保護というルールを作ります。さらに、

1972年の生物兵器禁止条約や1993年の化学兵器禁止条約、1997年の地雷禁止条約、2008年のクラスター爆弾禁止条約によって、残忍な兵器規制を行う段階にまできており、最近では2021年に核兵器禁止条約が発効し、通常兵器規制の議論も国連等で行われています。

とするならば、短期間では無理としても、長い期間であれば必ずしも不可能といえないことは、軍隊そのものの保持規制です。憲法9条2項は軍隊の保持を認めない規定と解釈すれば、多数派憲法よりは一步先を行く憲法といえます。

ところで、私自身は自衛隊は憲法9条2項にいう「戦力」であって、憲法違反と考えます。一方、政府は「自衛のための必要最小限度の実力」は憲法違反と考えていません。ただ、国会論戦を通じて、自衛権行使の3要件（1954年政府見解。行使できる自衛権を個別自衛権に限定）、自衛隊の海外派兵の禁止（1954年参議院決議）、専守防衛（1955年杉原荒太防衛庁長官答弁など）、集団的自衛権行使の否認（1972年政府見解など）、防衛費のGNP比1%枠（1976年閣議決定）という制約を形成してきました。これらの制約があったからこそ、政府は自衛隊が他国のような軍隊ではないと具体的に説明できたのです。

しかし、これらの制約も以下のように変わってきました。自衛隊の海外派兵の禁止は、1991年の掃海艇「派遣」、1992年のPKO法制定、2001年のテロ対策特措法制定、2003年のイラク特措法制定、2015年の「安保法制」の制定によって形骸化してきています。集団的自衛権行使の否認については、2014年の閣議決定と2015年の「安保法制」の制定によって、限定的に行使可能になりました。防衛費のGNP比1%枠は1986年に撤廃され、2022年閣議決定の「安保関連三文書」では2027年度にGDP比2%にするとしています。

むすびにかえて

このように、日本においては政府が憲法9条の理念を実現しようとしてこなかっただけでなく、政府自身の基本的立場を否定するような動きが続いています。これらの動きに歯止めをかけ、逆に現実を憲法理念に近づけようとしているのが上記2団体なのです。以上の理由から、私は上記2団体をノーベル平和賞候補に推薦します。

## 署名数のご報告 (当会主催)

- 世界各国に平和憲法を広めるために、日本国憲法、特に第9条、を保持している日本国民にノーベル平和賞を授与してください。→ <http://chn.ge/1bNX7Hb>

紙の署名 (656207 筆) + ネット署名 (79416 + 2959 = 82375) = 738,582  
合計 738,582 筆 (2023/5/31 現在)

- 「安保法制は憲法違反」の判決を求めます！

署名サイト <https://www.change.org/p/no-anpo-yes-peace>

第一回(2018/11/29) 12,369 筆、第二回(2019/10/31) 6,982 筆、

第三回(2020/10/15) 1,178 筆、 第四回(2021/12/9) 79 筆

合計 20,608 筆提出済み(2023/5/31 現在)



事務局からのお知らせ ~皆様へのお願い~ いつもご支援・ご協力心から感謝申し上げます。

- ◆ ここ数年コロナ禍の影響もあり思うような活動ができずにご心配をおかけしましたが、今年度、多くの方のご協力をいただいて活動を再開することができました。心より御礼申し上げます。
- ◆ 3年半ぶりのニュース 22 号には、9 条を守る両団体のノーベル平和賞ノミネートと記者会見について、推薦人一覧、推薦文と補充書全文を掲載いたしました。ぜひご一読ください。
- ◆ 4 枚の署名用紙も同封させていただきます。1 枚は両団体へのノーベル平和賞授与を求めた新署名です。戦争しないと決めた 9 条が日本でも世界でも注目され、武力によらない平和へのアプローチが少しでも前進しますように、ご協力をお願いいたします。推薦団体に関連する 3 種の署名につきましても、まだお済みでない方はよろしく願いいたします。
- ◆ ニュース送付が不要の場合はご連絡をお願いします。これまでのご支援に感謝いたします。

2023 年度ノーベル平和賞の受賞者の発表は  
2023 年 10 月 6 日午後 6 時 (日本時間) です。  
受賞発表当日はインターネットでライブ配信されます。

よかったら一緒に受賞を待ち望みましょう！

間近になりましたら右記サイトにて詳細をご確認ください。→ [nobelprize.org](http://nobelprize.org)

### ◆◆ 署名ご送付時のお願いとご注意！！ ◆◆

\* 必ず「**落合正行宛**」をご記入の上、**郵便局**または**ポスト**から送って下さい。

(個人情報が記入されている署名用紙などは、メール便では取扱いされません。

また、メール便、宅急便では郵便局で受け付けてもらえませんのでご注意ください。)

〒252-8799 神奈川県座間市相模が丘1-36-34

座間郵便局留め 担当：落合正行 宛